

総務常任委員会初会合資料

政 策 調 整 部

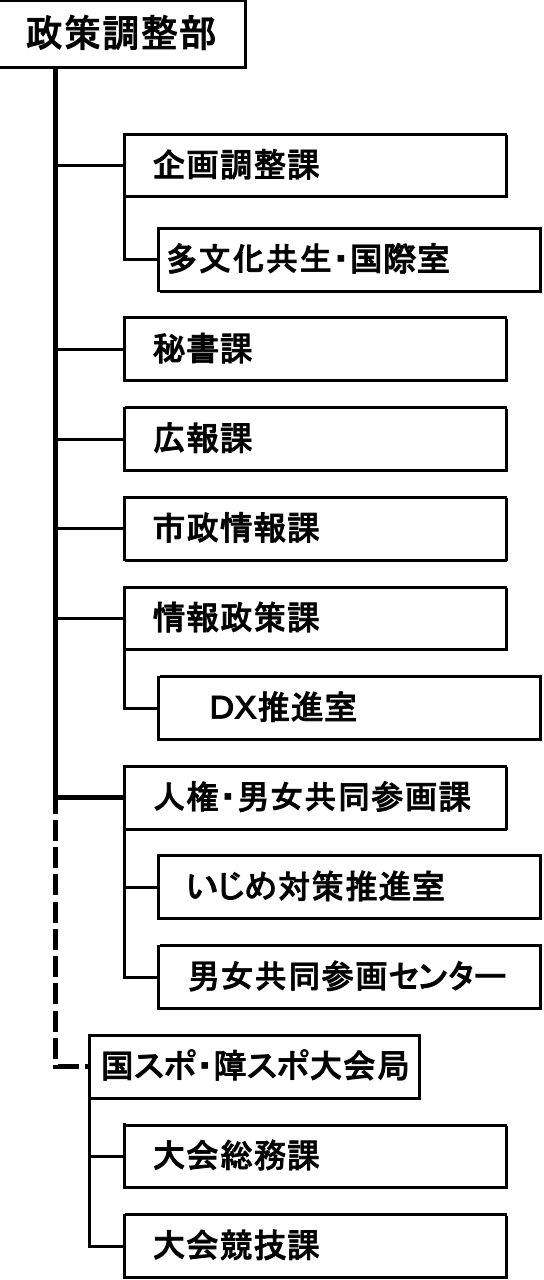
令和7年5月22日

目 次

1 行政機構図		3
2 資 料		
(1) 企画調整課、多文化共生・国際室		4
(2) 秘 書 課		9
(3) 広 報 課		11
(4) 市 政 情 報 課		14
(5) 情報政策課、DX推進室		18
(6) 人権・男女共同参画課、いじめ対策推進室、 男女共同参画センター		23
(7) 国スポ・障スポ大会局 大会総務課、大会競技課		30

行政機構図

令和7年4月1日現在



企 画 調 整 課、多文化共生・国際室

【企画調整課】

1 課の事務概要

- (1) 市政の総合企画に関すること。
- (2) 政策の調査研究及び企画立案に関すること。
- (3) 市政運営に必要な調整に関すること。
- (4) 庁議に関すること。
- (5) 総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- (6) 湖都大津まちづくり基金に係る寄附金及び企業版ふるさと納税に関すること。
- (7) 部門別企画との調整に関すること。
- (8) 国土利用計画に関すること。
- (9) 土地利用の総合企画及び総合調整に関すること。
- (10) 大津市土地利用問題協議会に関すること。
- (11) まちづくりの計画に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (12) 地域の振興計画に関すること。
- (13) 琵琶湖の総合的な保全に係る調整及び連絡に関すること。
- (14) 広域行政に関すること。
- (15) 大津市総合教育会議に関すること。
- (16) 自衛隊との連携に関すること。
- (17) 大学との連携に関すること。
- (18) 市長の特命事項に関すること。
- (19) 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。

(20) 公印の保管に関すること。

(21) 課及び多文化共生・国際室の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) ふるさと納税推進事業

ふるさと納税は、個人または企業（法人）が故郷や応援したい自治体に寄附することで、税制を通じた地方創生に資する制度である。

今年度は、魅力的な返礼品の開発や国スポ・障スポ大会を通じた積極的なPR活動に取り組むとともに、寄附者の利便性向上を図るため寄附サイトを拡充するなど、更なる寄附金増収のための取組を進めていく。

(ふるさと納税収入実績)

年度	ふるさと納税（個人）	前年度比（増加率）
令和3年度	248,414千円	-
令和4年度	286,385千円	+15.28%
令和5年度	337,315千円	+17.78%
令和6年度	437,482千円	+29.70%

(2) 移住・定住の促進

移住・定住の相談会を、東京や大阪で複数回開催し、本市の魅力のPRを積極的に行っている。

また、人口減少が顕著な地域等をモデル地区に設定し、空き家利活用のためのセミナーを開催するとともに、さらに、セミナー後の個別相談と空き家バンク等への登録伴走支援によって、空き家の利活用及び移住定住の促進を図っていく。

《スケジュール》

- 移住・定住の相談会

令和7年5月、8月、9月	東京
8月、2月	大阪

- 空き家活用

令和7年4月～5月	モデル地区の設定及び現状把握
7月～9月	モデル地区ごとにセミナー開催
7月～	空き家利活用に関する個別相談（随時） 空き家バンク等への登録伴走支援

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

【多文化共生・国際室】

1 室の事務概要

- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 国際交流の促進に関すること。
- (3) 姉妹都市、友好都市との調整及び渉外に関すること。
- (4) 公益財団法人大津市国際親善協会との連絡調整に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

外国人市民に対するコミュニケーション支援や姉妹友好都市交流事業等の移管を受けて、企画調整課内に「多文化共生・国際室」を設置した。

(1) 多文化共生推進事業

「大津市行政文書翻訳・通訳サポーター制度」の運用や多言語による情報提供により、言語によるコミュニケーションが十分でない外国人市民の生活をサポートするほか、市民を対象とした講座・イベントの開催を通じて、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的差異を認め合いながら地域の一員として共に生きていく多文化共生による地域づくりを推進する。

引き続き、「大津市多文化共生ボランティア」の養成講座を開催するとともに、多文化共生の担い手を育成していくほか、ボランティア活動を通じて外国人市民の交流機会を創出していく。

(2) 国際親善推進事業

姉妹・友好都市等をはじめとする諸外国との友好親善交流を深めるとともに、市民の国際意識の向上を図り、地域の国際化を推進する。また、国際交流員による国際文化理解講座等の開催により、市民との交流を深め、国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

《姉妹友好都市との主な交流予定》

- 滋賀県ミシガン州友好親善使節団受入（7月中旬）
- スイス・インターラーケン市訪問団受入（9月下旬～10月上旬）

4 今年度においてパブリックコメントの手続を執ることを予定している計画 特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 大津市国際親善協会運営事業

本市の外郭団体である（公財）大津市国際親善協会については、地域の国際交流団体として、市民レベルでの国際交流活動や国際理解活動等に先導的な役割を担っている。

一方、近年、当協会の財政運営は厳しい状況にあり、経営改善に向けた、今後の方向性について調査・検討していく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの 特になし

秘 書 課

1 課の事務概要

- (1) 市長及び副市長の総合的な日程調整に関すること。
- (2) 市長及び副市長の政策に係る調整に関すること。
- (3) 秘書に関すること。
- (4) 交際及び渉外に関すること。
- (5) 市長の資産等の公開に関すること。
- (6) 褒賞及び表彰に関すること。
- (7) 名誉市民に関すること。
- (8) 課の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

- (1) 市長及び副市長の総合的な日程調整について
市長、副市長の日程については、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会が開催されることもあり、関係機関との調整を密にしつつ、効果的かつ円滑な市政運営が図れるよう適切なスケジュール管理に努めていく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

広 報 課

1 課の事務概要

- (1) 市政の普及等広報活動に関すること。
- (2) 広報紙の編集発行に関すること。
- (3) 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。
- (4) 課の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 市政の普及等広報活動に関すること

市政の広報活動は、市民との信頼関係を築く上で重要な事業であることから、報道機関に対するプレスリリースの質と量の充実に努めるとともに、テレビ等のメディアを活用した戦略的な市政広報活動を進めていく。

ア テレビ、ラジオ等を媒体とした市政情報番組の製作・放送（予定）

- 「光ル☆おおつ」等（びわ湖放送） 11回／年
- 「きらめき大津」（京都放送） 1回／年
- 「ハローOTSU」（ZTV） 4回／日
- 「インフォメーション大津」（FM滋賀） 2回／月

イ インターネット等を活用した市政情報の発信

- ・市ホームページに「広報おおつ」「市長記者会見」「報道発表資料」「まちの出来事」を掲載
- ・「広報おおつWEB」で広報おおつに掲載している市政情報等を発信
- ・広報課X（旧Twitter）で市政情報やまちの話題等を発信

ウ 新聞広告等による市政情報の発信

観光やプロモーションの情報発信として、各新聞社の広告掲載及び情報発信ツールを活用した市外向けリリースの実施

エ パブリシティ

- ・市長記者会見 8 回程度／年
- ・記者発表 随時
- ・資料提供 1,262 件／年（そのうち市提供：843 件／年 令和 6 年度）

（２）広報紙の編集発行に関すること

市政情報を広く市民に提供するため、広報おおつを発行しており、市政に関する情報を始め、各種催しやイベント情報、健康・子育て、防犯・防災、観光などをテーマとした特集記事を掲載するなど、市民ニーズに寄り添った情報発信に努めている。令和 6 年 5 月 1 日号からは、紙面を刷新するとともに、特集・連載記事を充実させるなど、より読みやすく、関心を持ってもらえる紙面となるよう、リニューアルを行った。連載記事として、新たに市長コーナー（佐藤市長の夢まち通信）と国スポ・障スポコーナーを開始した。発行は月 2 回（1 日号・15 日号）から月 1 回（1 日号）に、頁数も 16 頁（2 色・カラー併用）から 24 頁（フルカラー）にそれぞれ変更した。また新たに導入した広報おおつデジタル版「広報おおつWEB」では、オンライン上で申込や詳細情報へのアクセスを可能にすることで、利用者の利便性を高めていくもので、今後とも紙面版とデジタル版のそれぞれの特性を活かしながら、幅広い層にきめ細かく情報を発信していく。

ア 「広報おおつ」の発行 12 回／年（110,167 部／回）

イ 障害者向け「広報おおつ」の発行

点字版広報おおつ 12 回／年（85 部／回）

声の広報おおつ（カセットテープ） 12 回／年（35 本／回）

声の広報おおつ（デイジー版 CD） 12 回／年（70 枚／回） ※デイジー：デジタル録音図書

- 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし
- 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし
- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

市 政 情 報 課

1 課の事務概要

- (1) 情報公開の実施に関すること。
- (2) 個人情報の保護の実施に関すること。
- (3) 文書の整理及び保存に関すること。
- (4) 文書管理の企画指導に関すること。
- (5) 市政に必要な資料の収集及び管理に関すること。
- (6) 市政資料コーナーの管理及び運営に関すること。
- (7) 大津市情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- (8) 大津市情報公開条例に基づき公営企業管理者又は消防局長が行った公文書の公開の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為についての行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決の処理に関すること。
- (9) 個人情報の保護に関する法律に基づき公営企業管理者又は消防局長が行った保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決の処理に関すること。
- (10) 基幹統計その他各種統計に関すること。
- (11) 統計調査員の選任及び研修に関すること。
- (12) 定期刊行物の発行に関すること。
- (13) 課の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 情報公開及び個人情報保護の推進

ア 情報公開

公文書の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、説明責任を果たし、市民に信頼される公正で透明な市政運営の確保に努めるために制定した「大津市情報公開条例」(平成14年条例第4号)に基づき、情報公開制度を運用している。

令和6年度の請求件数は444件(うち、市民病院分2件含む)、決定に対する審査請求は9件であり、今年度も引き続き適正な運用に努めていく。

イ 個人情報保護

デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法が令和5年4月1日より施行され、改正法の規定が、地方公共団体にも直接適用されることとなった。今年度についても、改正法のもと、市民の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を守り、個人情報保護制度を適正な運用に努めていく。

なお、令和6年度の請求件数は、保有個人情報の開示請求は129件(うち、市民病院分42件含む)、訂正請求は1件(市民病院分1件)、利用停止請求は0件であった。また、決定に対する審査請求は6件であった。

ウ 情報公開・個人情報保護制度に係る研修会の実施

全職員を対象に情報公開・個人情報保護制度に関する理解を深めるための研修を実施する。また、所属長等を対象に有識者を講師とした専門的知識を深めるための研修を実施する。

(2) 統計調査の実施

国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的に、国からの法定受託事務として、公的統計の実施について定めた統計法(平成19年法律第53号)に基づき、基幹統計調査を年間計画に沿って実施していく。

ア 令和7年国勢調査（総務省）

国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されている国内人口・世帯の実態を把握するための全数調査であり、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。大正9年の第1回調査以来、本年調査はその22回目にあたる。

本調査を円滑かつ確実に実施するため、実施本部、指導員、調査員の3者間連絡を大津市公式LINEにて行うシステムを初導入するほか、各種啓発活動の充実を図り、滋賀県が目標とするインターネット回答率55%を目指す。

- （ア）調査期日：10月1日（調査期間：9月20日～10月8日）
- （イ）調査対象：令和7年10月1日現在、本市に常住するすべての世帯・人（外国人を含む）
- （ウ）調査区数：約2,900調査区（1調査区あたり約50世帯）
- （エ）調査体制：指導員約285人、調査員約1,300人（いずれも予定）
- （オ）調査項目：男女の別、出生の年月、就業状態、世帯員の数、住居の種類など17項目
- （カ）主な啓発活動：
 - ・インターネット回答率向上のためのアンケート実施
 - ・ショッピングセンターやJR駅前等での啓発
 - ・インターネット回答サポートのための支所巡回（8支所程度） ほか

イ 学校基本調査（文部科学省）

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

- （ア）調査期日：5月1日（毎年実施）
- （イ）調査対象：大津市内にある私立学校14校（内訳：中学校2、専修学校9、各種学校3）
※上記14校以外の大津市内にある大津市立及び私立の89学校園は各所管課で調査を行っている。
- （ウ）調査項目：学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等
- （エ）調査体制：インターネット回答のリーフレット（ID・パスワード）、紙の調査票の配布

ウ 経済センサスー基礎調査（乙調査）（総務省）

我が国すべての産業分野における事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の基盤となる情報を整備することを目的とする。乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象とする。

（ア）調査期日：6月1日（毎年実施）

（イ）調査対象：286事業所

（ウ）調査項目：名称、所在地、職員数、主な事業の内容

（エ）調査体制：調査票等を担当部局に送付するとともに、提出を受けた調査票等の審査を行う。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

（1）公文書管理の在り方について

庁舎整備や移転を視野に入れた公文書管理の見直しを推進するため、各所属における文書の管理状況の把握や文書保存期間の適正化、執務スペースにおける文書管理の在り方などの検討を重ねていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

情報政策課、D X 推進室

【情報政策課】

1 課の事務概要

(1) 管理係

- ア 情報システムの利用に係る企画及び調整に関すること。
- イ 情報システムの運営及び管理に関すること。
- ウ O A 機器の管理及び導入に関すること。
- エ 情報セキュリティ対策に関すること。
- オ 地域情報化に関すること。
- カ 課の一般庶務に関すること。

(2) システム運用係

- ア 情報システムの利用に係る企画及び調整に関すること。
- イ 情報システムの運営及び管理に関すること。
- ウ O A 機器の管理及び導入に関すること。
- エ 情報セキュリティ対策に関すること。
- オ 自治体情報システム標準化に関すること。
- カ 基幹系システムの運営及び管理に関すること。

(3) 情報基盤係

- ア 情報システムの利用に係る企画及び調整に関すること。
- イ 情報システムの運営及び管理に関すること。
- ウ O A 機器の管理及び導入に関すること。
- エ 情報セキュリティ対策に関すること。

オ 情報通信基盤の運営及び管理に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 自治体情報システム標準化

住民の利便性向上や行政運営の効率化、人的・財政的負担の軽減などを目的として、令和3年9月「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、地方公共団体は国が策定する標準化基準に適合したシステム（標準準拠システム）への移行が義務付けられた。標準準拠システムへの移行は、令和7年度末を目標時期とされており、対象である20業務の標準化を進めていく。

なお、地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定（令和6年12月閣議決定）を踏まえ、令和7年5月9日付け「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第十五次地方分権一括法）が成立したことにより、デジタル基盤改革支援基金の設置期限が5年間延長された。ついては、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステム（「特定移行支援システム」という。）を、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行していく。

(2) 公共施設予約システム構築業務

現行の公共施設予約システムは、令和元年度から運用を開始しているが、令和8年3月末をもってシステム保守が終了するため、新たに公共施設予約システムを構築する。

システム構築にあたっては、施設利用者の利便性向上を図る目的に加えて、施設利用を促進するため、現在、運用しているスポーツ施設や公園など25施設に加えて、大津公民館や大津市伝統芸能会館など6施設を追加するほか、マイナンバーカードを活用したID登録やキャッシュレス決済・スマートロック等の機能

拡充を行い、令和8年3月の稼働を目指す。

(3) デジタルデバйд解消に向けた取組

社会全体のデジタル化が進む中、デジタル技術を使いこなせない方の「デジタルデバйд（情報格差）」対策は、デジタル化の推進を図る上で大きな課題である。その中でもスマートフォンは、個人が手軽にオンライン手続き等を行うことができるツールであることから、引き続き、出前講座や民間事業者と連携したスマホ教室及びスマホ相談会を開催するほか、おうみデジタル活用サポーターや社会福祉協議会のボランティアと連携し、デジタルデバйд解消に向けた取組みを進めていく。

＜令和6年度取組実績＞

熱心まちづくり出前講座：	6回開催、83人受講
スマホ教室	：40講座開催、のべ99人受講
スマホ相談会	：10回開催、123人受付

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 自治体情報システム標準化

標準化移行後の運用経費については、大幅な増加が見込まれることから、中核市市長会や全国市長会による要望など、あらゆる機会を通じて、国に支援を求めていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

【DX推進室】

1 室の事務概要

- (1) 大津市DX戦略の推進に関すること。
- (2) EBPMの推進に関すること。
- (3) オープンデータの推進に関すること。
- (4) DX推進室の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 大津市DX戦略の推進

国が掲げるデジタル田園都市国家構想（デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる、心豊かな暮らしを実現するという構想）等を踏まえ、市民サービスの向上と行政事務の効率化を目的とした大津市DX戦略（令和6年3月策定）を推進している。

今年度は、令和6年度包括外部監査結果等を踏まえ、本戦略に紐づく新たな事業の指標設定を行うとともに、必要に応じて、既存事業の指標を見直すなど、大津市DX戦略本部員会議において、各事業の進捗を管理し、取組を進めていく。

(2) 住民ポータル（おおつアプリ（仮称））の整備

新規事業として、住民向けポータルアプリ「おおつアプリ（仮称）」を整備する。

整備にあたっては、すでに運用している子育てアプリ「とも育」やごみ分別アプリ「分けなび」など、多

様化するデジタル行政のタッチポイント（市民接点）の集約や、マイナンバーカードの基本情報などに基づく、住民ごとに最適化された情報提供のほか、市主催イベントへの参加などにポイントを付与する市民の市政参加を促す仕掛けづくりに加えて、発災時にも活用できる「避難所受付機能」など、さらなる市民サービスの向上と行政事務の効率化を図っていく。

なお、当該アプリの整備は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）に採択されている。

（３）ＥＢＰＭの推進

データやその分析結果など、証拠に基づき政策を立案するＥＢＰＭの取組を全庁的に推進しており、引き続き、分析を担当する職員等を対象としたデータ分析研修を実施し、人材育成に努めていく。

（４）オープンデータの推進

本市が保有する情報やデータをオープンデータ化するための研修を実施するとともに、利用しやすい形式でのポータルサイトへの掲載を進めていく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

人権・男女共同参画課、いじめ対策推進室、男女共同参画センター

【人権・男女共同参画課】

1 課の事務概要

- (1) 人権啓発に係る総合企画に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 人権啓発及び人権擁護に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 人権擁護委員の推薦等に関すること。
- (5) 人権擁護推進員の委嘱等に関すること。
- (6) 地域改善対策の経過措置に関すること。
- (7) 男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び推進に関すること。
- (8) 男女共同参画社会の形成に係る調査及び研究に関すること。
- (9) 男女共同参画社会の形成に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (10) 男女共同参画の推進に係る啓発に関すること。
- (11) 女性の活躍推進に関すること。
- (12) その他男女共同参画社会の形成に関すること。
- (13) 男女共同参画センターとの連絡調整に関すること。
- (14) 課の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 人権啓発の推進

本市においては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び大津市人権教育・啓発推進指針に基づき、人権に関する正しい理解と認識を深め、市民全体の人権を尊重する意識の醸成に努めている。

また、平成28年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されており、市としては、法に明記された「地域の実情」に応じて、今日までの方向性を堅持しながら人権啓発活動を推進していく。

(2) 男女共同参画の推進

ア 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「おおつかがやきプランⅣ（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）」に基づき、各種施策に取り組んでいく。

- ・次期計画策定に向けた市民意識調査等の実施
- ・男性の家事育児参画推進事業の実施

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に係る取組の推進

令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「大津市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、ドメスティック・バイオレンスなどの未然防止及び被害者の保護等に取り組んでいく。

- ・デートDV出前授業の実施
- ・事業者向けDV防止啓発の実施

ウ 性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解促進と相談支援

LGBTQ（性的マイノリティ）に関する市民の理解を促進し、多様性を尊重する社会を実現するため、研修や相談事業、各種啓発等を行っていく。

- ・LGBTQ啓発推進アドバイザー派遣の実施

・ L G B T Q 電話相談の実施

- 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし
- 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし
- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

【いじめ対策推進室】

1 室の事務概要

- (1) いじめ相談に関すること。
- (2) 大津の子どもをいじめから守る委員会に関すること。
- (3) 大津市いじめに関する重大事態再調査委員会に関すること。
- (4) いじめ防止の啓発に関すること。
- (5) 室の一般庶務に関すること。

2 昨年度で実施した調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) いじめに関する相談

子どもや保護者等からのいじめに関する相談に、相談調査専門員が対応している。また、面接相談のほか、フリーダイヤルによる電話相談、料金受取人払い郵便による手紙相談、メールフォームによる相談受付を実施している。今年度は、職員増員により組織体制を強化することで、一層子ども本人に丁寧に寄り添った相談対応に取り組んでいく。

(2) 大津の子どもをいじめから守る委員会

大津市子どものいじめの防止に関する条例第14条の規定に基づき、「大津の子どもをいじめから守る委員会」を設置。同委員会は5名の委員で組織し、月1回程度の定例会を開催して相談等の案件についての調査や審査、関係者との調整、活動状況の市長への報告などを行っている。引き続き、定例会における協議のほか、学校園等を訪問して調整活動などを行っていく。

(3) いじめの防止のための広報啓発

大津市子どものいじめの防止に関する条例第10条では、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間と定めており、子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、広報啓発活動を実施している。相談カードの配布や料金受取人払い郵便の相談用紙の配布などの相談窓口の広報のほか、市民への啓発活動として、人権講座において子どもへの理解を深め、どのように対処していくべきか考えていただくための講演会の開催や、庁舎懸垂幕の掲示による啓発月間の周知などを実施していく。

また、地域で主体的に子どものいじめの防止について考えていただくため、今年度は人権を考える大津市民のつどい堅田ブロックの集会との共催によるいじめ防止市民フォーラムを開催していく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

【男女共同参画センター】

1 センターの事務概要

- (1) 男女共同参画社会の実現のための講座、研修会等の開催に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の実現のための各種相談に関する事。
- (3) 男女共同参画社会の実現のための図書、資料及び情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 男女共同参画社会の実現のための市民及び民間団体等の活動の支援及び交流の場の提供に関する事。
- (5) その他男女共同参画社会を実現するために必要な事。

2 昨年度で実施した調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 研修・講座事業

おおつかがやきプランⅣ（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）」に基づき、男女の性別にかかわらず、一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、市民向け啓発や学習機会を提供していく。

(2) 相談事業

男女がともに自分らしく生きる上での様々な悩みに関する相談事業を実施している。

（女性カウンセラーによる女性の悩み相談、LGBTQ 電話相談、男女共同参画センター面接相談及び電話相談）

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 特になし

- 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし
- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

国スポ・障スポ大会局 大会総務課、大会競技課



1 課の事務概要

【大会総務課】

(1) 総務係

- ア 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に係る企画及び調整に関すること。
- イ 国スポ・障スポ大会局内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
- ウ 課の一般庶務に関すること。

(2) 広報第1係

- ア 大会の広報及び啓発に関すること。

(3) 広報第2係

- ア 大会に係る市民運動及びボランティアに関すること。
- イ 大会に係る観光、おもてなし及び協賛に関すること。

【大会競技課】

(1) 競技調整係

- ア 大会に係る宿泊、衛生及び輸送交通・警備に関すること。
- イ 課の一般庶務に関すること。

(2) 競技第1係、競技第2係、競技第3係

- ア 大会の競技会等の運営に関すること。（全19競技）

【国スポ】正式競技：11競技

サッカー、テニス、ローイング、体操、バスケットボール、セーリング、フェンシング、
バドミントン、ライフル射撃（25m）、カヌー、空手道

特別競技：1競技

高等学校野球（硬式）

デモンストラレーションスポーツ：4競技

ラジオ体操第3（初代・二代目）、小倉百人一首競技かるた、スリースマイルゴルフ、
スポーツ拳法

【障スポ】正式競技：2競技

バスケットボール（知）、車いすバスケットボール（身）

オープン競技：1競技

スポーツウエルネス吹矢

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

（1）実行委員会総会の開催

- ・令和7年5月13日（火）にびわ湖大津プリンスホテルにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会第5回総会を開催
- ・大津市実行委員会第6回総会（解散総会）の開催（令和8年2月を予定）

(2) 本大会の開催

【競技会の取組】

会場設営、競技会運営全般の準備を進めるほか、次の取組を計画していく。

- ・選手・監督、競技役員等関係者、一般観覧者や学校観戦など、必要に応じた計画輸送
- ・大会期間中の交通混雑の緩和や、関係者への円滑な誘導に資する周知看板の設置
- ・会場周辺の安全対策としての警備員の配置
- ・本市オリジナル弁当の斡旋
- ・ごみの適正な分別回収と会場内の衛生管理
- ・各競技会場での医療従事者の配置
- ・救護所に配備する薬品チェックとアンチ・ドーピングの啓発

【ボランティア登録】

- ・広報ボランティア60人、運営ボランティア875人、美化ボランティア43人の登録（令和7年5月14日（水）現在）

【ふるまい】

- ・15学区の自治連合会、3学区のスポーツ団体及び3つの各種団体などの協力による、ふるまいの実施（予定）

【学校観戦等】

- ・国スポ28校4,564人、障スポ1校85人の児童・生徒及び教員による学校観戦（予定）
- ・手づくりのぼり旗37校、花いっぱい運動12校が参加（予定）

【会場運営】

各競技会場の運営は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実施本部が実施

【行幸啓・お成り】

大津市開催競技をご覧になれる場合は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実施本部の行幸啓・お成り部が中心となって対応する。引き続き、慎重に滋賀県行幸啓室、滋賀県警察本部警衛対策課と協議、調整を進めていく。

(3) 機運醸成

【わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025 Otsu Dream Festivalの開催】

令和7年4月20日（日）の来場者数は、パレードエリアに約6万人、イベントエリアに約3万人、合計約9万人であり、国スポ・障スポの開催と大津市開催競技の周知につなげた。

(イベント参加者)

炬火リレー参加者 20人

サポートランナー参加者 7人

計 27人

市民パレード参加者 362人

キッズダンサー参加者 75人

計 437人

合計464人

※一般公募を行った炬火リレーには232人、花いっぱい隊には545人、キッズダンサーには399人の応募があった。

【広報活動】

デモンストレーションスポーツ競技会場や各種イベントでの広報活動を展開し、引き続き市民に対する機運醸成を図っていく。

また、びわ湖放送などメディアを活用し、広く大会の開催を周知する。

【市内装飾】

国スポ100日前（6月20日（金））を記念して、JR大津駅や商店街での装飾、路線バスのラッピングを実施するほか、6月22日（日）には、JR大津駅前にてこれらのお披露目や大会開催PRを目的に記念イベントを開催する。さらに、大会直前となる8月頃には、会場最寄り駅であるJR駅（堅田駅・大津京駅・膳所駅・石山駅・瀬田駅）の装飾を行い、歓迎ムードを高めていく。

【ガイドブック作成】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポのガイドブックを作成し、市民等への情報提供や競技観戦を促していく。

- 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし
- 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

(1) わたSHIGA輝く国スポ「第79回国民スポーツ大会」(会期、競技会場)

【正式・特別競技】

	競技名		種別	開催日程(令和7年)	競技会場
会期前	体操	新体操	少年男子 少年女子	9月6日(土)～9月7日(日)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)
		トランポリン	男子 女子	9月9日(火)	
		競技	全種別	9月12日(金)～9月15日(月・祝)	
本会期	セーリング		全種別	9月28日(日)～10月1日(水)	大津市柳が崎 特設セーリング会場
	バドミントン		全種別	9月28日(日)～10月1日(水)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)
	テニス		全種別	9月29日(月)～10月2日(木)	大石緑地スポーツ村 テニスコート
	フェンシング		全種別	9月29日(月)～10月2日(木)	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)
	サッカー		少年女子	10月3日(金)～10月6日(月)	皇子山総合運動公園 陸上競技場 伊香立公園芝生グラウンド 甲賀市水口スポーツの森 陸上競技場

	バスケットボール		成年男子	10月3日(金)～10月6日(月)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)
			少年男子	10月3日(金)～10月7日(火)	
	カヌー	ワイルド ウォーター	成年男子	10月3日(金)、10月6日(月)	瀬田川特設カヌー競技場
		スラローム	成年女子	10月4日(土)～10月5日(日)	
	ライフル射撃 (25m)		成年男子	10月4日(土)～10月6日(月)	滋賀県警察学校射撃場
	ローイング		全種別	10月4日(土)～10月7日(火)	関西みらい ローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)
	空手道		全種別	10月5日(日)～10月7日(火)	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)
	〔特別競技〕 高等学校野球(硬式)		—	9月29日(月)～9月30日(火)、 10月2日(木)	マイネットスタジアム皇子山 (皇子山総合運動公園野球場)

【デモンストレーションスポーツ】

競技名	開催日程(令和7年)	競技会場
小倉百人一首競技かるた	5月11日(日)	滋賀県立武道館
スリースマイルゴルフ	5月25日(日)	和邇市民運動広場グラウンド
ラジオ体操第3(初代・二代目)	6月8日(日)	皇子が丘公園体育館
スポーツ拳法	9月14日(日)	皇子が丘公園体育館

(2) わたSHIGA輝く障スポ「第24回全国障害者スポーツ大会」(会期、競技会場)

【正式競技】

競技名	障害区分	開催日程 (令和7年)	競技会場
バスケットボール	知的障害	10月25日(土)～10月26日(日)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)
車いすバスケットボール	身体障害	10月25日(土)～10月26日(日)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)

【オープン競技】

競技名	開催日程 (令和7年)	競技会場
スポーツウエルネス吹矢	10月19日 (日)	皇子が丘公園体育館